

警察庁丁暴発第71号

平成22年5月20日

社団法人全国建設業協会会長 殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部
暴力団対策課



建設業界からの暴力団等反社会的勢力の排除対策の推進について（依頼）

貴協会におかれましては、暴力団等反社会的勢力の排除に関し、昭和61年5月の「暴力団等の排除に関する決議」をはじめ、平成19年11月の「建設企業（団体）行動憲章」への「暴力団等の排除」規定の盛り込み等、積極的な取組みが進められておりますことに敬意を表しますとともに、厚く御礼を申し上げます。

さて、本年4月21日、社団法人日本建設業団体連合会におかれましては、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年6月犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）及び「公共事業等からの暴力団排除の取組について」（平成21年12月暴力団取締り等総合対策ワーキングチーム決定）を踏まえ、会員に「暴力団排除条項の参考例（ひな型）」を示して、その導入を求めました。

警察庁といたしましては、このような取組みは極めて有意義なことであり、今後、同連合会に加盟していない企業・団体にも広く同様の暴力団排除条項が導入されることが望ましいと考えております。

このため、各都道府県警察に対し、暴力団排除条項の導入が確実なものとなるよう、貴協会会員である各都道府県建設業協会を始めとする業界団体との連携の強化、保護対策の徹底等につきまして指示を行うこととしております。

貴協会におかれましても、建設業界からの暴力団排除を徹底するため、会員及び会員傘下企業において、

○ 警察との連絡協議会の設置・活用による連携の強化

○ 契約書等への暴力団排除条項の盛り込み

が図られますよう特段のご高配をお願いいたします。

暴力団排除条項の参考例（ひな型）

I 契約解除条項

1. 甲は、乙又は乙の下請負者及びその代表者、責任者、実質的に経営権を有する者（下請負が数次にわたるときはその全てを含む）が次の各号の一に該当する（①）場合、何らの催告を要せずに（②）、本契約（③）を解除することができる（④）。
 - （1）暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」という）に属すると認められるとき（⑤）
 - （2）反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき（⑥）
 - （3）反社会的勢力を利用していると認められるとき（⑦）
 - （4）反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき（⑧）
 - （5）反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき（⑨）
 - （6）自らまたは第三者を利用して、甲または甲の関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたとき（⑩）
2. 甲は、前項の規定により、個別契約を解除した場合には、乙に損害が生じても甲は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償するものとする。賠償額は甲乙協議して定める（⑪）。

II 通報・報告条項

1. 乙は、乙又は乙の下請負者（下請負が数次にわたるときは、その全てを含む。）が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」という）による不当要求または工事妨害（以下、「不当介入」という。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否し、または下請負者をして断固としてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、速やかに甲にこれを報告し、甲の捜査機関への通報及び発注者への報告に必要な協力を行うものとする（⑫）。
2. 乙が正当な理由なく前項に違反した場合、甲は何らの催告を要せずに、個別契約を解除することができる（⑬）。

III 表明・確約条項

乙又は乙の下請負者（下請負が数次にわたるときはその全てを含む。）は、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」という）のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する（⑭）。

※ カッコ内の番号は解説に対応している

※ 本条項の「甲」は元請を、「乙」は一次下請を指す

以 上